

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p><b>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</b>  <u>エレベーター保守点検業務委託</u>                  当センターのエレベーターは、主に手足の不自由な車椅子利用者やベッド利用、配膳車利用を想定した大型・身障者用エレベーターであり、エレベーター遠隔閉じ込め救出システム及び地震時自動診断システムを採用している。                  また、当センターの施設の特特殊性よりエレベーターは緊急時には休日・夜間の使用もされることから、365日24時間の運行管理が必要であり、遠隔監視診断システム（リモートメンテナンス）の稼働が不可避である。                  エレベーターは、建築基準法第12条における特定建築設備等として有資格者による法定点検が義務付けられているため、通常の運行管理と法定点検実施を一括して業務委託することにより、経費の節減につながると考えられる。</p> <p><b>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</b></p> <p>当センターのエレベーター遠隔閉じ込め救出システム及び地震時自動診断システムはエレベーター製作会社（株）日立製作所のみが有する独自の技術仕様であり、他社による同程度の技術レベルの代替対応は不可能である。                  遠隔監視診断システム（リモートメンテナンス）は、当該エレベーターの各種データを利用するため、エレベーター製作会社（株）日立製作所の系列会社にしか運用が許されていない。                  （株）日立製作所のエレベーター運行管理部門を担当する系列会社であり、岐阜県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に掲載されているのは（株）日立ビルシステム中部支社名古屋支店岐阜営業所だけである。                  （なお、当該営業所にエレベーターの法定点検実施有資格者が多数在職していることは確認済である。）</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。